

平成 2 9 年 9 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案

条 例 新 旧 対 照 表
【 当 初 追 加 】

印刷物番号

29-43

大東市営住宅条例 新旧対照表

新
第1条 (略) (用語の定義)
第2条 (略) (1) 市営住宅 本市が建設、買取り、 <u>借上げまたは大阪府から取得</u> を行い、低額所得者に賃貸し、または賃貸するための住宅およびその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。 (2) ～ (5) (略) (市営住宅等の設置)
第3条 市に市営住宅および特定公共賃貸住宅（以下「市営住宅等」という。）を設置し、その名称および位置は、 <u>別表第1のとおりとする</u> 。
第3条の2 ～ 第49条 (略) (名称および位置)
第50条 市営住宅自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の名称および位置は、 <u>別表第2のとおりとする</u> 。
第51条 (略) (使用者の資格)
第52条 駐車場を使用しようとする者は、規則で定める資格を有するものでなければならない。
第53条 ～ 第56条 (略) (使用料等)
第57条 駐車場の使用料は、 <u>別表第3のとおりとする</u> 。

主要改正点

- ・市営住宅の定義に大阪府から取得した住宅を追加したこと。
- ・大東市営大東深野住宅の名称および位置を規定したこと。
- ・大東市営大東深野住宅駐車場の名称、位置および使用料を規定したこと。

旧
第1条 (略) (用語の定義)
第2条 (略) (1) 市営住宅 本市が建設、買取り <u>または借上げ</u> を行い、低額所得者に賃貸し、または賃貸するための住宅およびその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。 (2) ～ (5) (略) (市営住宅等の設置)
第3条 市に市営住宅および特定公共賃貸住宅（以下「市営住宅等」という。）を設置し、その名称および位置は、 <u>規則で定める</u> 。
第3条の2 ～ 第49条 (略) (名称および位置)
第50条 市営住宅自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の名称および位置は、 <u>別表第1のとおりとする</u> 。
第51条 (略) (使用者の資格)
第52条 駐車場を使用しようとする者は、 <u>市営住宅の入居者または同居者</u> で、規則で定める資格を有するものでなければならない。
第53条 ～ 第56条 (略) (使用料等)
第57条 駐車場の使用料は、 <u>別表第2のとおりとする</u> 。

新

2 前項の使用料は、使用しようとする月の末日（ただし、12月および3月にあつては25日とする。）までに納入しなければならない。

3 (略)

第58条 ～ 第71条 (略)

別表第1 (第3条関係)

1 市営住宅

<u>名 称</u>	<u>位 置</u>
<u>大東市営南郷住宅</u>	<u>大東市南郷町16番</u>
<u>大東市営深野野崎園住宅</u>	<u>大東市野崎一丁目8番</u>
<u>大東市営深野園住宅</u>	<u>大東市深野三丁目3番から9番まで</u>
<u>大東市営野崎松野園住宅</u>	<u>大東市野崎一丁目15番および23番</u>
<u>大東市営飯盛園第1住宅</u>	<u>大東市北条四丁目1番、3番から5番までおよび7番</u>
<u>大東市営飯盛園第2住宅</u>	<u>大東市北条三丁目1番、2番、4番および8番</u>
<u>大東市営嵯峨園第1住宅</u>	<u>大東市北条三丁目12番</u>
<u>大東市営嵯峨園第2住宅</u>	<u>大東市北条三丁目16番</u>
<u>大東市営嵯峨園第3住宅</u>	<u>大東市北条三丁目14番</u>
<u>大東市営嵯峨園第5住宅</u>	<u>大東市北条三丁目13番および14番</u>
<u>大東市営楠公園住宅</u>	<u>大東市北条三丁目17番</u>
<u>大東市営大東深野住宅</u>	<u>大東市深野三丁目12番から17番まで</u>

旧

2 前項の使用料は、使用しようとする月の前月の末日（ただし、12月および3月にあつては25日とする。）までに納入しなければならない。

3 (略)

第58条 ～ 第71条 (略)

新

2 特定公共賃貸住宅

<u>名 称</u>	<u>位 置</u>
<u>大東市営飯盛園第1住宅</u>	<u>大東市北条四丁目5番</u>

別表第2 (第50条関係)

名 称	位 置
<u>大東市営大東深野住宅駐車場</u>	<u>大東市深野三丁目12番から18番まで</u>

別表第3 (第57条関係)

区 分	1か月当たりの使用料

備考 大東市営大東深野住宅駐車場については、この表の規定にかかわらず、1か月当たりの使用料を7,500円とする。

旧

別表第1 (第50条関係)

名 称	位 置

別表第2 (第57条関係)

区 分	1か月当たりの使用料